

## ○「合理的配慮」に関する検討

「合理的配慮」という用語をめぐる意見に基づく対応としては、次のようなものが考えられる。

対応	条文案のイメージ	利点	課題
①合理的配慮の定義を設ける	「 <u>合理的な配慮</u> 」とは、全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための <u>必要かつ適当な変更及び調整</u> であって、特定の場合において必要とされるものをいう。 (※1)	①法律と条例の用語を統一することにより、両者の一体的な運用を円滑に行える。  ②「配慮」の意味を条文上明らかにすることにより、「恩恵として施すもの」といったイメージを一定程度払しょくできる。	○「配慮」を使用するため、「恩恵として施すもの」といったイメージの払しょくに限界がある。
②合理的配慮以外の用語を使用する（合理的な措置）	「 <u>合理的な措置</u> 」とは、障害者差別解消法第7条第2項に規定する <u>必要かつ合理的な配慮</u> をいい、全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための <u>必要かつ適当な変更及び調整</u> であって、特定の場合において必要とされるものをいう。 (※2)	○用語を変えることにより、「恩恵として施すもの」といったイメージを払しょくすることができる。	○条例や施策が <u>県民に分かりにくくなる</u> 。 ・障害者計画に異なる用語が混在することになり、計画の内容が分かりにくくなる。 ・啓発の際に、用語を使い分ける必要があり、県民にとって理解が難しくなる。 ※これらに伴う執行部の負担にも配慮する必要がある。

※1 「合理的な配慮」を定義しつつ、他の用語（合理的な変更又は調整）に置き換えることは法制上困難であるため、この定義による場合は、条例で「合理的な配慮」を使用することとなる。

※2 法律用語（合理的な配慮）と同一のものであることを明らかにするとともに、障害者権利条約の定義に基づき、その内容を明らかにした。この定義による場合は、条例で「合理的な措置」を使用することとなる。

## ◎「合理的な変更又は調整」を採用しなかった理由

「合理的変更又は調整」を使用した場合、用語とその説明（上記②の条約の定義の引用部分）に循環が生じる（「変更・調整」の内容を「変更・調整」と説明することになるため、用語としては、「変更・調整」以外の言葉を使用する必要がある）。

## ◎「合理的な措置」を採用した理由

「変更・調整」以外で、「配慮」に代わる恩恵的なイメージを避けるものとして、次のような理由から、「措置」を採用した。  
(理由)

- ①「合理的配慮」について、政府答弁において、「個々の障害者の状況に応じて講じられるべき措置」と説明されている。
- ②合理的配慮と類似の概念として、「事前的改善措置」という考え方がある。